

## 第3回香南市農業委員会議事録（平成31年3月）

1. 開催日時 平成31年4月2日（火） 午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 香我美市民館2階 研修室

3. 出席委員（35人）

農業委員（18人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、9番柳本 章、10番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（17人）

1番小松英介、2番松山 好、3番宮崎誠二、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、8番岩川 覚、9番山本 智、10番柳本佳洋、11番末久直樹、12番久武光顕、13番河崎勝實、16番恒石 謙、17番谷山彰夫、18番杉村敬介、19番高倉 享

4. 欠席委員

8番近森一夫

5. 議事日程

(1) 開 会（会長）

(2) 議事録署名委員の指名 4番井澤 傳 5番門脇 芳充

(3) 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明について

議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他の件

①農地のあっせん申し出について

②農地区分の見直しについて

③農振除外の現地確認方法について

6. 委員以外の出席者

農業委員会事務局長

中邑 彰彦

農業委員会事務局次長

立仙 泰章

## 7. 会議の概要

議長 定刻になりましたので、ただ今から第3回香南市農業委員会を開催致します。桜吹雪が舞い、水田に早苗が行儀よく並ぶ中、新入生、新社会人との声も聞かれるようになり、心を新とする一年が巡ってまいりました。農業委員会も新体制となって、一年を経過します。二年目に向かって、心奮起させ、お互いに切磋琢磨しながら、頑張っていきたいと願っております。本日は、ご出席ご苦労様です。最初に本日の出席人員の報告を願います。

( 開会 13時30分 )

事務局 本日の出席者は農業委員が17名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。  
なお、本日欠席の連絡がありましたのは近森委員さんです。それと石丸委員さんが遅れるという事で連絡を受けております。

議長 議事日程に従いまして本日の会議を開きます。本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。4番井澤委員、5番門脇委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひします。

議長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。農業委員会等に関する法律、議事参与の制限、第31条により16番の案件について、先に審議をします。11番委員さんは退席をしてください。それでは事務局より説明願います。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、受付番号16番の説明を致します。  
申請地は吉川町吉原字ヲドロキ2169番外1筆。地目は田、面積1,022㎡です。  
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は贈与です。受付番号16番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
補足説明があれば13番農業委員さんお願ひします。

13番 14番委員から何も問題がない案件であると連絡を受けております。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。3条16番1件、許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手という事で、許可に決定いたします。11番委員さんに入室するように言ってください。

議長 引き続きまして、残りの案件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして、受付番号17番の説明を致します。  
申請地は野市町下井字ムノ丸1211番1。地目は田、面積は558㎡です。  
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は贈与です。受付番号17番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
補足説明があれば13番農業委員さんお願いします。

13番 この件につきましても、14番委員から何も問題はないという連絡を受けております。

事務局 続きまして、受付番号18番の説明を致します。  
申請地は吉川町吉原字松ノ下1271番。地目は田、面積は614㎡です。  
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は贈与です。受付番号18番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
補足説明があれば11番農業委員さんお願いします。

11番 事務局の説明どおりで、何も問題ございません。

議長 事務局の説明が終わりましたが、3条2件について、何か質問はございませんか。（なしの声あり）

議長 ないようでしたら、3条2件許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手という事で、許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、受付番号7番の説明をいたします。

申請地は野市町新宮字出口455番1外1筆。地目は田、面積は386㎡です。位置図及び配置図は1ページから2ページ、現況写真は1ページをご覧ください。

申請地はみどり野3丁目から北へ約250mに位置し、自己住宅を建築するものです。

周囲の状況は、西は市道を挟んで譲渡人所有地、北は宅地、東は私道を挟んで同意のある田、南は本村用水路と赤線を挟んで同意のある田です。

農地区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号『集落に接続して設置されるもの』に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成につきましては、表土を約20cm山土と入れ替え、駐車場および車両通行部分はコンクリート敷き、その他の部分は土のまま利用する計画です。

排水につきましては、生活雑排水は公共下水道へ接続排水しますが、下水道管

が申請地東側の私道に埋設されているため、香南市上下水道課下水道係と協議のうえ、私道所有者にも同意を得ております。雨水は申請地西側の既設道路側溝へ排水する計画で同意を得ています。

補足説明があれば1番農業委員さんお願いします。

1番 最初雨水につきましては東側に流す計画をしておりましたが、本村用水に流されないということで、計画を変更し西側の水路に流すということで排水の同意を取りまして書類が出てきましたので問題はないと思います。以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら、採決にはいります。5条1件許可に同意される方、挙手を願います。

議長 全員挙手により許可に同意し、意見書をつけてまして知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第3号非農地証明についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局 受付番号6番の説明をいたします。  
申請地は夜須町羽尾字ヲクシル谷831番外5筆。地目は畑、面積は1,236㎡です。  
位置図および配置図は4ページ、現況写真は2ページをご覧ください。  
申請地は、申請人の父が離村したため昭和25年9月30日から耕作放棄地となり、雑木林化して現在に至っているものです。補足説明があれば4番農業委員さんお願いします。

4番 事務局の報告どおりで問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが非農地証明について何か質問はございませんか。(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。非農地証明1件許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により許可に同意ということに決定いたします。

議長 続きまして、議案第4号農地法第18条の規定による合意解約についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 受付番号14番の説明を致します。  
申請地は香我美町下分字壱町田3274番2外1筆。地目は田、面積833㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約で、解約後は土地の所有者が自分で稲を作付けする予定となっています。

続きまして、受付番号15番の説明を致します。

申請地は野市町東佐古字アゴデン616番2外1筆。地目は田、面積2,196㎡賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合での解約で次

の耕作者も決まっているとのこととです。

受付番号16番の説明を致します。

申請地は野市町西野字ヨノ丸2411番外1筆、地目は田、面積2,974㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合で、高規格道路事業用地として売却のためとのこととです。

議長 事務局の説明が終わりましたが何か質問はございませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようでしたら、おはかりします。農地法第18条の規定による合意解約について3件ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしということで申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いいたします。

全員確認していただいたでしょうか。それでは、おはかりいたします。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定27件、ご異議ございませんか。(異議なしの声あり)

異議なしと認め承認することとします。

議長 続きまして、議案第6号農地法第3条の3第1項の規定による届け出について1件ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりました、その他の件につきまして事務局より説明を願います。

事務局 ①農地のあっせんの申し出がでております。貸し付け希望が1件、借り受け希望が1件出ておりますので、情報提供ありましたらよろしくお願います。

②農地区分の変更についてご説明いたします。

市役所等定められた施設を中心として半径概ね500m以内にある農地を第2種農地として運用しております。近年宅地化が進み、その範囲内の宅地化率が40%を超した場合、その半径を次の40%を超すラインまで延長できることとなり、県と協議の結果、香南市役所からは半径800m(現行550m)、のいち駅からは半径850m(現行700m)で平成31年4月1日から運用することとなりましたことをご報告いたします。なお、延長した円は「概ね」の適用はありませんことを申し添えます。

議長 説明が終わりました。①農地のあっせん申し出について発言のある方はお願います。(発言なし)

②農地区分の見直しについて発言のある方はお願います。

1番委員 今までのように筆の隅っこがかかっているか。

航空写真で確認しているのか。

事務局　　そういった案件については県とも協議する必要があると思うので、ご相談いただきたいと思います。  
白図に線を引いたもので確認している。

議長　　③農振除外の現地確認方法について事務局より説明願います。

事務局　　今まで現地確認の際に大型バス1台で行っていましたが、今年度から大型バスが使用できなくなり、中型バス2台での運用となります。2台で回ると何かと時間がかかり、今までよりも更に時間がかかることが予測されます。できれば、地域を分けて、それぞれ回るような方法が可能かどうか、ご意見をいただきたいと思います。（補足）案件の数にもよりますが、2手に分かれて回る。それぞれに農林課より説明できる職員を配置する。

議長　　この件について、発言のある方はお願いします。

委員より意見多数

事務局案で構わないという意見もあったが、確認をしていなかったら意見を言えない、判断が難しい案件もあり、全部確認したうえでないと意思統一はできなとの意見も多くあった。

議長　　いろいろなご意見が出ておりますが、もう少し事務局で詰めていただきたいと思います。執行委員、事務局一任ということでお願いしたいですが、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり）

議長　　以上で、第3回の香南市農業委員会を終了いたします。なお、次回の農業委員会は、5月7日火曜日の午後1時30分からこの場所で行いますので、よろしくをお願いします。どうもお疲れ様でした。

（ 閉会 14時10分 ）

議事録署名人

議事録署名人

会 長